

返戻金制度について

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

返金例

- ・入社後1ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の80%返金
- ・入社後1ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%返金
- ・入社後3ヶ月以上6ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の20%返金

但し、求人者の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

Switch 合同会社

職業紹介事業許可番号:14 - コ - 302073